

情報セキュリティ研究専門委員会における情報セキュリティ研究奨励賞の選奨規程

情報セキュリティ研究専門委員会
平成26年 6月 6日制定
平成27年12月22日改訂
平成30年 1月23日改訂
平成31年 2月 5日改訂
令和 7年 6月30日改訂

情報セキュリティ研究専門委員会における「情報セキュリティ研究奨励賞」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 電子情報通信学会定款第4条ホ号及びヘ号に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は、「情報セキュリティ研究奨励賞」と称する。
- (3) 情報セキュリティ研究奨励賞を選定するため、情報セキュリティ研究専門委員会に情報セキュリティ研究奨励賞選奨委員会を設置する。
- (4) 情報セキュリティ研究奨励賞選奨委員会の構成員は、委員長を1名、幹事1名、委員若干名とする。
- (5) 情報セキュリティ研究奨励賞の受賞候補者は、過去1年の間に開催された情報セキュリティ研究会において発表を行った登壇者で、講演時点で35歳未満の者とする。受賞回数に制限はない。ただし同一の登壇者が複数の論文を発表した場合、それらを総合的に判断した上で評価が最も高い1本を受賞候補とする。受賞数は受賞候補者数の30%を超えないとする。
- (6) 情報セキュリティ研究奨励賞選奨委員会は、情報セキュリティ研究会で発表された研究に対して情報セキュリティ研究会の座長および情報セキュリティ研究専門委員会の構成員が行う評価に基づき、受賞候補者を選定する。
- (7) 情報セキュリティ研究奨励賞者には、賞状を授与する。
- (8) 受賞候補者を情報セキュリティ研究専門委員会に報告し、承認を得る。

付則

本規程の改訂は、情報セキュリティ研究専門委員会の承認を得るものとする。
本規程は、情報セキュリティ研究専門委員会のWebで公開する。